

EECの拡大・強化をめぐる動き

〔要　　旨〕

EECは、本年1月に英国等4か国がEEC加盟に関する条約に調印したのに伴い、明年1月には「拡大」を実現する予定であり、また、域内通貨相互間の為替変動幅縮小等に着手してその「強化」(経済通貨同盟の形成)への歩みをも進めようとしている。こうしたEECの動きは、いわゆる多極化傾向をどのように促進するのかなど、今後の世界経済・政治に大きな影響を及ぼすものとみられる。

EECの拡大は経済面では、域内水平分業の促進による経済効率の向上や市場広域化に伴う規模の経済の享受といった、関税同盟から期待される経済的利益の追求を直接のねらいとするものであり、新加盟国とくに英国の経済構造がEEC各国のそれと競合性の強いものであることなどからみて、域外各國への悪影響はさほど大きくないとの見方もなしえよう。拡大によるEEC経済成長促進がやがては域外にも好影響を及ぼす可能性もある。しかし、関税同盟が本来対外差別的なものを含む以上、域外諸国の立場からは、拡大に伴う自給能力増大の結果EECが対外閉鎖色を濃くしやすくなる面がある点を見のがしえない。EECが保護主義的性格の強い共通農業政策を採っており、また、旧属領アフリカ諸国にとどまらず、EEC各国経済と相互補完的経済構造をもつ周辺諸国との特恵的通商関係拡大を図っている現状は、こうした懸念を強めるものといえよう。いずれにせよ、拡大EECの域外に対する影響のいかんはEECの今後の政策態度にかかっており、それが、73年以降に予定される多角的通商交渉等を通じて、世界経済全体の発展に寄与する方向に向かうことが望まれる。

域内通貨相互間の変動幅縮小と共に伴う域内各国経済政策調整の進展は、EECの域内貿易・資本取引の安定・促進に大きく寄与しよう。もとより、通貨統合と経済政策の一元化を最終目標とする「強化」は、各国の主権に対する重大な制限をも含む事がらであるだけに、その前途にはなお幾多の困難が予想される。しかし、発足以来EECが難問に逢着するつど現実的解決を見いだしてきた歴史を顧み、また、EEC各国がいわゆる「最適通貨圏」を構成しうる関係にあるとみられている点を考慮すれば、1980年までに経済通貨同盟を完成するというEECの目標があながち現実性に乏しいとはいえない。したがって、域外国としては、巨大なEEC経済圏が名実ともに経済的単一主体として登場する可能性を常に念頭におく必要があり、現在日程に上っている国際通貨体制の改革に対処するにあたってもその例外ではないであろう。

〔目 次〕

1. 拡大・強化への基礎固め
 - (1) 過渡期間中の歩み
 - (2) 拡大・強化への展望
2. 拡大の具体化
 - (1) 加盟交渉の妥結
 - (2) 拡大の意義と問題点
 - イ. 関税同盟の拡大とその効果

1. 拡大・強化への基礎固め

(1) 過渡期間中の歩み

EECは、1958年に発足以来関税同盟の結成や農業共同市場の設立などを進め、70年4月の農業財政規則の採択をもって「EEC(欧州経済共同体)を設立する条約」(いわゆるローマ条約)の定める「過渡期間」中のスケジュールを完了した。以降EECは共同体完成のための最終段階に移行し、拡大および強化の2大目標に向かって歩を進めているが、その動きを見るに先だち、過渡期間中の歩みを一応振り返っておこう。

EECが発足後まず力を注いだのは関税同盟の結成であった。域内における商品の自由な流通は経済統合の基礎をなすと考えられ、かつ加盟6か国間の利害調整の面でも比較的困難が少なかったからである。ハルシュタイン初代EEC委員会委員長の促進努力もあって、①域内関税の漸廃、②域内貿易数量制限の漸廃および③対域外共通関税への接近が進められ(第1表参照)、関税同盟はローマ条約が予定した69年末より1年早い68年7月に完成した。

しかし、農産物は各国それぞれの手厚い保護政策の下に置かれていたため、その域内流通を自由化するには、関税同盟に加えて各国農業政策の統一が必要であった。共通農業政策に関する交渉は、農業生産性や農業依存度の相違等を背景とする各国、とくに独仏両国間の激しい対立から難航

- 口. 共通農業政策
- ハ. 対外通商政策
3. 強化の動き
 - (1) 経済通貨統合への歩み
 - (2) 経済通貨統合の意義と問題点
 - (付表) EEC関係年表

を重ね、EEC自体を解消の危機にさらすことさえあったが、62年1月には西ドイツの譲歩もあって基本原則について、さらに64年12月には統一穀物価格について合意をみた。かくして、68年7月までに域内農業生産の9割をカバーする農業共同市場が完成した。さらに70年4月には共通農業政策実施に伴う負担の最終的な分担方式を定めた農業財政規則が採択され、共通農業政策が確立された。

(第1表)

EECの域内関税漸廃および対外共通関税接近の過程

(単位: %)

		域内関税引下げ率			対外共通関税への接近率	
		工業 製品	農産物 非自由化品目	自由化品目	工業 製品	農産物
第1段階	1959年1月1日	10	10	10	—	—
	60年7月1日	10	10	10	—	—
	61年1月1日	10	5	—	30	—
	62年1月1日	10	10	10	—	30
	計	40	35	30	30	30
第2段階	62年7月1日	10	—	5	—	—
	63年7月1日	10	10	10	30	—
	65年1月1日	10	10	10	—	—
	66年1月1日	10	10	10	—	30
	計	40	30	35	30	30
第3段階	67年7月1日	5	}35	}35	}40	}40
	68年7月1日	15				
	計	20	35	35	40	40
合計		100	100	100	100	100

(注) 基準関税は1957年1月1日現在。

E E Cは単なる自由貿易地域以上の経済統合を目指すだけに、その努力はさらに広範囲に及んだ。その第1は資本・労働力の域内移動自由化である。商品の域内流通自由化を通ずる域内資源配分最適化は、生産要素の域内移動自由化を伴うことによって一段と促進されると考えられる(注1)。ローマ条約が資本・労働力の域内移動制限の緩和ないし撤廃をあわせて規定したのもこのゆえであろう。E E Cは68年7月には労働者の域内移動をほぼ完全に自由化した。資本の域内移動についても、60年5月から62年11月にかけて2次にわたって自由化を進めたが、ローマ条約の規定が労働力移動に関するそれほど徹底したものでなかったこともあって、なお完全自由化には至らず、欧州単一資本市場の形成は今後の課題として残されている。その第2は、租税制度、独禁政策、運輸政策等のいわゆる構造政策をそれぞれ統一する努力である。これは、商品・生産要素の域内移動自由化の効果を保証するためのものといえよう。国によつて消費税や生産補助金等に差があれば、域内関税や数量制限の撤廃の効果が阻害されうるし(注2)、また、同様に、直接税制や社会保険制度等の相違は、資本・労働力の移動を妨げあるいはゆがめるからである。さらに、自由かつ公正な競争の条件を確保するために独禁政策の協調を図ることや、商品流通円滑化のために運輸政策を調整すること

が、経済統合を進めるうえで重要な意味をもつことはいうまでもない。かかる観点からローマ条約はこれらの分野における協調についても規定したが、農業政策同様各国の利害が錯そする領域であるだけに、過渡期間中の具体的進展は限られたものであった。とはいへ、この間に、62年2月のカルテル規制措置の制定(「ローマ条約第85条および第86条の施行に関する第1次規則」)や65年3月の共通運輸政策採用、域内各国の間接税制を付加価値税を中心とするものに再編成する67年4月の決定など、いくつかの重要な進展がみられた。

(2) 拡大・強化への展望

(過渡期間中の加盟交渉のざ折)

E E Cは、米ソ両大国との力の差を痛感した欧州に生まれたさまざまな欧州統合運動を背景としているが、実現可能性の観点からとりあえずその範囲を「小欧州」6か国に限り、かつ、統合領域を経済面にしばったものであった。こうした経緯からもうかがえるように、「大欧州」を目指す拡大はE E C発足当初から予定されていたといえる。事実、ローマ条約は「いかなる欧州の国も、共同体への加盟を申請することができる」(第237条)としている。

英国はE E Cが計画された当時、対大陸不介入の伝統、対米関係への配慮、英連邦諸国との特殊紐帯等の関係から、これに対抗して欧州自由貿易

(注1) 周知のごとく、単純化された国際貿易理論モデルでは、いくつかの前提が満たされれば、貿易の完全自由化は生産要素価格の均等化を保証するとされる。この点をとらえて Mundell は、商品移動と生産要素移動とはその生産・消費のパターンに及ぼす効果において完全に代替的であり、いずれか一方の完全自由化のみで資源の最適配分がもたらされることを示した (Mundell, "International Trade and Factor Mobility", *American Economic Review*, June 1957)。この議論からいえば関税同盟完成後のE E Cが資本・労働力移動の自由化を図る理論的根拠が乏しいようにもみえるが、現実問題としては必ずしもそうではない。それは、モデルの基本的前提出いている、①生産函数が一次同次かつ各国において同一、②各国における不完全特化、③輸送コストの無視、などの要件は現実には満たされがたいからである (Meade, *Trade and Welfare*, 1955, pp. 348~392)。なお、Meade は労働力移動の自由化は対外不均衡の調整過程を円滑化する点をも指摘している (Meade, *The Balance of Payments*, 1951, pp. 259~260)。

(注2) たとえば、税収配分や補助金財源のいかんによる影響の差異を無視すれば、特定輸入財に対する国内消費税賦課と国内生産補助金支払との組合せは、当該財に対する輸入関税賦課と同一の効果を持つ(消費税率、補助金率、関税率はすべて同等と仮定)。

地域の創設を提唱したが^(注3)、これがまとまらなかつたため北欧諸国等6か国と欧洲自由貿易連合(EFTA)^(注4)を設立した。しかし、市場規模の相違などEECのEFTAに対する優越が明らかであるうえ、英連邦諸国との結合の経済的メリットがしだいに薄れるに至つたこともあるて、英国は漸次EECへの接近を図る方針に転じ、61年8月および67年5月の再度にわたつてEECに加盟を申請した(なお、両度とも、デンマーク、アイルランド、ノルウェーの3か国も加盟を申請した)。

いずれの場合も、英国がローマ条約の原則を受け入れる意向を表明したため加盟交渉はかなり進展したが、同国が米国との関係を断ち切りえなかつたこと也有て、「欧洲人の欧洲」という政治理念をもつドゴール・フランス大統領の反対によつてざ折した。もちろん、その他にも、①英国が英連邦やEFTA諸国に対する配慮から、EEC共通農業政策の適用面を中心に多くの留保や例外を要求したこと、②EEC側も関税同盟や農業共同市場設立といった基本的枠組み完成のための内部調整に追われていた段階で、拡大問題に本腰を入れる態勢が整つていなかつたこと、などの事情もあづかっていた。

(通貨統合・経済政策協調の胎動)

単なる関税同盟の域を越えた経済同盟の結成を目指すEECにとっては、最終的には域内通貨の統合と域内経済政策の一元的決定・運営が必要となるが、ローマ条約調印の段階ではこの点に関する具体的なビジョンは固まっておらず、通貨・景気政策の調整に関する規定もごく抽象的なものにとどまつた(第103~108条)。このため、過渡期間

中はこの面での具体的な進展はほとんどみられなかつたといつてもよい。

ただ、EEC委員会の「第2段階における行動計画」提案(62年10月)およびEEC理事会の「経済政策協調促進に関する諸決定」(64年4月)など、この問題に関しても先行きを展望した努力がみられた。前者は、過渡期間の第2段階(62~65年)にはいって関税同盟・農業共同市場の基本線が固まつたことを踏まえ、その完成促進をうたうと同時に、通貨統合の基本方向をはじめて明示し、かつ、経済政策の調整について具体的な提案を行なつたものである。同「計画」は「ローマ条約の拡張」と評された画期的なものであつただけに、各国当局には時期尚早の感があつて支持をうるには至らなかつた。このため委員会はそのトーンを和らげた修正案を提出、理事会はこれに基づいて64年4月、①各國の平価変更に関する事前協議の原則、②中央銀行総裁会議の設置、③経済政策調整機関として中期経済政策委員会および予算政策委員会の設置、を決定したほか、各國に具体的なインフレ対策を勧告して注目をひいた。

さらに、69年2月にはEEC委員会が「域内における経済政策の調整と金融政策の協力」に関する覚書(いわゆるバール案)を作成し、経済通貨統合の方向をより明確にした。その骨子は、①中期および短期の経済政策の調整、②短中期の相互信用供与機構創設、であったが、通貨統合を展望しつつも実現可能なところから手をつけるという現実的配慮が目だった。68年11月の欧洲通貨危機発生が同提案の直接の契機となつたことは事実であるが、より基本的には、EECが関税同盟および

(注3) 英国は欧洲経済協力機構(OEEC)加盟18か国による自由貿易地域結成計画をOEECに提出、57年10月以降モードリング英国商相を議長とする政府間委員会でこれを検討したが、フランスの反対により58年11月に交渉は決裂し、本構想はざ折した。

(注4) EFTA (European Free Trade Association) は、英國、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイスの7か国により60年5月設立され(61年にフィンランドが準加盟、70年にはアイスランドが加盟)、工業製品を中心とした域内関税および域内数量制限を撤廃した(67年1月完了)。

農業共同市場を完成してようやく経済通貨統合を展望しうる段階に達した、という事情が背景となっていた。

(ハーグ首脳会談における諸決定)

69年におけるフランス・フランの切下げ(8月)と西ドイツ・マルクの切上げ(10月)は、農業共同市場の維持に重大な問題を投げかけたが、これが経済通貨統合推進の必要性を域内各国にあらためて認識させる契機ともなった。このため、過渡期間終了後のEECの基本方向確定を目的として69年12月にハーグで開かれた6ヵ国首脳会談では、多くの難問について各国が歩み寄り、EECの「完成」(過渡期間中のスケジュールの完了)を優先目標としつつ、これと並行して、「強化」および「拡大」を推進することに合意した。具体的には、①農業財政規則を69年末までに決定すること(実際には、その正式採択、過渡期間の完了は70年4月となった)、②経済通貨同盟の段階的推進の具体的計画を70年内に策定するとともに、欧州準備基金設置の可能性についても検討すること、③EEC拡大の原則を再確認し、加盟交渉開始のための準備作業を可及的すみやかに行なうこと、などが会談後のコミュニケで明らかにされた。かくて、EECは新段階に進むことになった。

2. 拡大の具体化

(1) 加盟交渉の妥結

(交渉の推移)

EECがハーグ首脳会談で拡大推進の態度を示したのを受けて、英国のウィルソン政府は70年2月、「英國と欧州共同体——経済的評価」と題する白書を発表し、加盟に努める方針を明らかにした。同年4月にはEEC6ヵ国が英国、デンマーク、アイルランドおよびノルウェーの4ヵ国との加盟交渉の早期再開に合意し、6月から正式に交

渉が開始された。

英国ではおりしも70年6月の総選挙によって保守党が政権に復帰し、かつて第1回加盟交渉の衝に当たったヒースが首相に就任、EECの基本原則を全面的に受け入れるとの態度で交渉に臨んだ。このため、EEC共通農業政策の適用、加盟後の過渡期間等につき70年内に合意に達するなど、交渉は順調なすべりだしをみせたが、その後は足踏み状態となり、71年3月にフランスがポンド残高処理問題を交渉議題として提起するに及んで、一時は難航が予想された。しかし、フランスが同年5月の通貨危機対策をめぐる西ドイツとの対立もあって急きよ対英融和策に転じたため、同月の英仏首脳会談を契機に交渉は急展開をみせ、6月末には、ポンド残高処理問題、英連邦諸国の酪農品・砂糖の取扱い、共同体財政に対する英国の拠出率などの諸懸案についても合意が成立、交渉は事実上妥結した。この間他の3ヵ国との加盟交渉も順調に進捗、最後まで紛糾したEEC漁業規則の適用問題もEEC側の大幅譲歩により解決をみ、72年1月には4ヵ国のEEC加盟条約が調印された。条約批准手続きや新加盟国の関連国内法の整備が完了すれば、73年1月に正式加盟の運びとなり、5年の過渡期間を経た78年1月には拡大EECが完成する予定である。

(加盟条件の内容)

EEC拡大は、EEC、ECSC(European Coal and Steel Community、欧州石炭鉄鋼共同体)およびEURATOM(European Atomic Energy Community、欧州原子力共同体)のそれぞれを設立した条約とは別個に、関係10ヵ国間で加盟条約を結ぶ形をとった。新加盟国は原加盟国と同条件で3共同体諸機関に代表権をうる一方、3共同体を設立した原条約の諸規定および設立以来の共同体の諸決定を受け入れることとなっている。ただ、新加盟国側に生ずる摩擦を軽減するため一定

の過渡期間が認められ、実質的規定の多くはこの間に段階的に適用されることとなった。この経過規定が加盟交渉上の重要なポイントであり、加盟条約の規定の多くもこれにかかわっているので、その概要をみておこう。

- イ. 対域内関税の撤廃は73年4月～77年7月の間に、対域外共通関税への接近は74年1月～77年7月の間に、それぞれ段階的に進める。
- ロ. 農産物統一価格への接近は77年末までに段階的に進める。その間はE E C統一価格と国内価格との差を国境税で調整する。
- ハ. E E Cの農業財政規則の完全適用は80年からとし、それまでは同規則に基づく新加盟国の費用分担に限度を定め、その限度を毎年漸次引き上げる。
- ニ. 新加盟国別、資本移動種類別に合意された留保条項に従い、域内資本移動自由化の実施を加盟後2～5年間遅らせることができる。
- ホ. 共通通商政策適用の例外として、75年1月末までの期間、E E Cとすでに連合関係にあるアフリカ諸国に対する特恵供与義務を免れる。同期間中、英国が英連邦中の発展途上国(ただしアジア諸国を除く)に対する現行英連邦特恵を維持することを認める。また、現行英連邦砂糖協定の74年末までの存続、およびニュージーランド産酪農品に対する英国の77年までの輸入保証を認める。
- ヘ. 各国は(原加盟6か国も含め)82年末までの期間、一般的に沿岸6カイリ、特定水域については同12カイリの漁業専管水域を認められる。83年以降については82年末までに理事会が決定する。

加盟交渉における重要問題の一つであった英ポンド残高の処理については、英国が第7回閣僚交渉(71年6月)で、①加盟後は公的ポンド残高を漸減させる、②E E Cの経済通貨統合を展望し、ポ

ンドの対外的地位と他の域内通貨のそれとの調整につき加盟後討議する、③それまでの間公的ポンド残高の安定を図る、の3点を提示した。E E C側がこれを了承した結果、ポンド残高の具体的処理は英國加盟後に持ち越された。

(加盟交渉妥結の背景と残された問題)

10年越しの課題であった英國などの加盟がいよいよ実現することになった基本的背景としては、次の事情が指摘できよう。すなわち、E E Cが過渡期間を終了して拡大による経済的利益増大や国際政治・経済上の発言力強化を求める機運にあつた一方、英國当局も、経済の長期停滞と英連邦諸国との紐帶弛緩にかんがみ、英國の国際的地位向上の道はE E C加盟以外にないとせっぱつまつた気持ちになっていたことである。さらに、67年11月のポンド切下げ後の同国国際収支の好転や第2次バーゼル協定成立(68年)によるポンド残高の安定化が、加盟に対する障害をかなり軽減したことを見のがせない点である。

このように英國などの加盟はいわば成るべくして成了ったともいえようが、だからといって問題が残っていないわけではない。英國では、議会の加盟方針支持決議(71年10月)と、加盟関連国内法案の下院第2読会通過(72年2月)により、加盟の実現は保証されたとみられる。しかし、一般大衆の間に加盟後の生活費上昇懸念などに基づく反対がなお根強いことや、現保守党政権への支持率低下に加え労働党首ウィルソンが加盟条件再交渉を公約していることなどから、英國がただちに拡大E E Cの安定したメンバーとなるかどうか一まつの疑点が残らないでもない。また、ノルウェーについては、国民の間に漁業問題の結末になお不満が残っているうえ、加盟条約批准の条件がきびしいだけに(国民投票で3分の2以上、国会議決で4分の3以上の支持が必要)、その成行きは必ずしも予断を許さないとみられている。さらに、ノ

ルウェーの選択いかんは密接な関係にあるデンマークにも影響しかねないと見方もある。また、加盟国数の増加が、経済通貨統合の推進、共同体機構の強化などの懸案の処理をいっそう困難にし、「拡大」が「強化」を妨げる可能性なしとしない。とくに、ポンド残高処理問題が加盟後に持ち越されたことは、通貨統合の道程をより複雑にする面があるといえよう。

(2) 拡大の意義と問題点

拡大EECは、GNPで米国の7割をこえ、対域外貿易額では米国を3~4割上回る巨大な経済圏である(第2表参照)。西欧の復権という政治的意図に基づいて発足したEECが、こうした経済力を背景に国際政治・経済のいわゆる多極化傾向をいっそう促進するであろうことに疑問の余地はなく、長期的な影響はにわかに測りがたいほど広く大きいとみられるが、ここでは、経済的側面に限ってその効果、問題点等を概観する。

イ. 関税同盟の拡大とその効果

(関税同盟の伝統的理論)

域内関税撤廃と共に对外関税とを内容とする関税同盟は、域内に対しては伝統的貿易理論が理想とする自由貿易への接近をもたらすが、域外諸国の産業の立場を域内産業に比べて不利にし、その意味で保護貿易の強化に連なる面を伴う。かかる二面性は、関税同盟が世界経済に及ぼす影響を一般的な福祉最大化基準から判断することを困難にする。標準的な関税同盟理論によれば、関税同盟が域内外貿易に及ぼす直接的影響は次の三つに分類される。第1は、域内関税撤廃により、①域内生産立地の域内最低コスト国へのシフト(生産効果)、②域内他国産品による自国産品代替という方向への域内消費パターンの変化(消費効果)の二つを通じ、域内貿易が増大することである(貿易創出効果、trade creation effect)。第2は、域内外関税差別が生ずる結果、①供給源の域外から域内国へのシフト(生産効果)、②域内産品による域外産品代替という方向への域内消費パターンの変化

(第2表)

拡大EECの規模

	拡大EEC		現在のEEC		米国		日本		OECD	加盟国	計
面積 (千km ²)	1,848	5.8%	1,167	3.7%	9,363	29.5%	370	1.2%	31,769	100.0%	
人口 (百万人、1970年央現在)	257	35.6	190	26.3	205	28.4	104	14.4	722	100.0	
GDP (億ドル、1970年)	7,044	32.7	5,368	24.9	9,741	45.2	2,292	10.6	21,570	100.0	
1人当り国民所得 (ドル、1970年)	2,114	89.0	2,208	93.0	3,882	163.5	1,763	74.3	2,374	100.0	
対外準備保有額 (億ドル、1971年9月末)	475	48.1	396	40.1	131	13.3	135	13.7	988	100.0	
うち金・SDR・IMFポジション	258	52.4	206	41.9	129	26.2	15	3.0	492	100.0	
輸出額 (億ドル、fob、1970年)	1,150	53.2	887	41.0	432	20.0	193	8.9	2,161	100.0	
輸入額 (億ドル、cif、1970年)	1,201	53.4	887	39.4	425	18.9	189	8.4	2,250	100.0	

(注) 1. 「拡大EEC」とは、現EEC6か国(西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク)と、英國、デンマーク、ノルウェー、アイルランドの計10か国をいう。

2. 「OECD加盟国計」は豪州を含む23か国の合計。

3. %は「OECD加盟国平均」を100とした構成比。ただし、1人当り国民所得は「OECD加盟国平均」を100とした水準。

4. 各国GNPおよび1人当り国民所得は、1971年12月末現在の各國通貨の対米ドル中心為替相場によりドル換算(ただし、カナダについては、1カナダ・ドル=1米ドルとした)。

5. 対外準備保有額は、金、SDR、IMFポジション、外貨の合計。前3者については、International Financial Statistics 記載額に38/35を乗じた。

6. 輸出入額には、EEC域内貿易額および「拡大EEC」域内貿易額を含む。なお、EEC域内貿易額を、EECの輸出入額および「OECD加盟国計」の輸出入額から除いた場合のEECのシェアは、輸出26.2%、輸入25.1%となる。

資料：IMF, International Financial Statistics, 1971年12月号。

(消費効果)の二つを通じ、域内貿易による対域外貿易の代替が起こることである(貿易転換効果、trade diversion effect)(注5)。第3は、貿易創出効果により域内各国間の、また貿易転換効果により域内外国間の、それぞれの交易条件が変化することである(交易条件効果、terms of trade effect)。

上記3効果のうち、貿易創出効果は域内資源配分の効率化の方向に生産・消費パターンを再編成することにより、域内経済福祉の純増をもたらすとみられる。しかし、貿易転換効果は逆方向に生産・消費パターンを変化させるもので、域内外双方にとって経済福祉の純減を意味する(注6)。最後に、交易条件効果は直接的には経済福祉の配分を変えるにすぎないが、貿易転換効果(域外からの輸入に対する需要および域外への輸出供給の両者の減少)を通ずる域内外間の交易条件変化は、域内諸国に有利な方向で生ずる。

以上の効果を総合すると、関税同盟の形成は域外諸国に対しては常に不利に働く一方、域内諸国全体に対しては、貿易創出効果と交易条件効果をあわせたものが貿易転換効果を上回るかぎりにおいて有利に作用する。世界全体の立場からみる場合には、交易条件効果は相殺される結果、貿易創出効果が貿易転換効果を上回ることが福祉増大の条件となる(注7)。

上述の議論からみて、関税同盟は貿易創出効果が大きく貿易転換効果が小さいものであることが、域内外双方にとって望ましいことは明らかである(注8)。かかるタイプの関税同盟の条件としてミードやジョンソンなどが指摘する点は、①関税同盟を結成しようとする各国の生産構成が類似し、かつ生産コストに大きな隔たりがあること、②それら諸国それぞれの対域内貿易構成と対域外貿易構成との差が大きいこと、の2点である(注9)。

(注5) 「貿易創出効果」および「貿易転換効果」は、関税同盟理論に先駆をつけた Viner によりまず指摘された(Viner, *The Customs Union Issue*, 1950, Chap. 4)。ただ、Viner のモデルでは、国際的に取引される財の供給の価格弾力性無限大(供給価格一定)と、同財に対する需要の価格弾力性零(消費パターン一定)とが前提とされたため、本文中の「消費効果」の生ずる余地はなく、したがって「貿易創出効果」と「貿易転換効果」も「生産効果」のみを通ずるものとして狭く定義され、その後この用法が一般化した。しかし、ここでは、Johnson の用例に従い(Johnson, "The Economic Theory of Customs Union", *Pakistan Economic Journal*, Mar. 1960)、「消費効果」をも含めた広い意味で定義した。

(注6) もともと、Lipsey のように、域内関税撤廃が域内諸国それぞの相対価格間の乖離を除去する点を強調して、貿易転換効果が域内諸国の福祉増大をもたらす可能性があると指摘する向きもある(Lipsey, "The Theory of Customs Unions: A General Survey", *Economic Journal*, June 1961)。

(注7) 以上は、Johnson による部分均衡分析の結論であるが(Johnson, "A Marshallian Analysis of Customs Union", *Indian Journal of Economics*, July 1957)、Meade は、財相互間の代替・補完関係に基づく域内外貿易に対する二次的な影響をも考慮して、関税同盟形成が対域外貿易の拡大を通じ、その利益を域外國にも均てんせしめる場合のあることを指摘した。しかし、Meade 自身このケースは現実性に乏しいとしている(Meade, *The Theory of Customs Unions*, 1955, Chap. 5)。

(注8) もともと、貿易転換効果の増大はそれだけ域内諸国に対する交易条件好転を促進する効果を伴い、域内諸国の立場からみると貿易転換効果によるマイナスの少なくとも一部が補償されるから、この限りで関税同盟の望ましいタイプについての域内外の判断は必ずしも一致しない場合がある。

(注9) Meade, *op. cit.*, Chap. 8; Johnson, "The Economic Theory of Customs Union".

なお、Johnson は、経済福祉を増大させるようなタイプの関税同盟の実現可能性を高めるためのより正確な基準として、次の諸点を指摘している(Johnson, *op. cit.*)。

〔A、B両国が関税同盟の結成を図っており、Cは第3国〕

その値が大きいほど関税同盟の経済効果を高めると考えられる指標	その値が小さいほど関税同盟の経済効果を高めると考えられる指標
<ul style="list-style-type: none"> ◦ A、Bの関税同盟結成前の関税率。 ◦ A(またはB)の供給可能な財に対するB(またはA)の需要の価格弾性値およびB(またはA)の同財供給の価格弾性値。 ◦ A(またはB)、Cがともに供給可能な財についての、A(またはB)の供給の価格弾性値。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ A(またはB)、Cがともに供給可能な財についての、関税同盟結成前のA(またはB)、C間の供給コスト格差。 ◦ Cの上記財の供給の価格弾性値。 ◦ A(またはB)の消費における、B(またはA)により供給される財とCにより供給される財との間の限界代替率。

(関税同盟の長期効果)

関税同盟の経済効果を測るため、EECにおける貿易創出効果と貿易転換効果の大きさを推計するいくつかの試みがなされた^(注10)。これらはいずれも、EEC成立後の特定時期における貿易額実績をEECがなかったと仮定した場合の同時期における推定貿易額と比較し、その差をもってEEC

結成の効果としている。もとより景気循環など他の諸要因の影響除去、比較時点の選択など方法論上問題が多いが、その結果(第3表参照)は、①貿易創出効果が貿易転換効果を上回るとみられるが、②そのいずれも規模が著しく小さい、という点で共通している。また、関税同盟結成による実質所得増加効果についてもいくつかの推計がなされた

(第3表)

E E C 結 成 効 果 の 推 計

推 計 者	推 計 方 法	推 計 結 果
Balassa ("Trade Creation and Trade Diversion in the European Common Market", <i>Economic Journal</i> , Mar. 1967)	EEC諸国の1953~59年(EEC結成前)の輸入の所得弾性値を59~65年間(EEC結成後)のそれと比較し、その変化をEEC結成効果に帰する(EECが結成されなければ59年以後も53~59年の弾性値が変わらないと仮定)。	総輸入の所得弾性値は上昇(1.8→2.1、貿易創出効果)、域外からの輸入の所得弾性値もわずかながら上昇(1.6→1.7、貿易転換効果なし)。
Kreinin ("Trade Creation and Trade Diversion by the EEC and EFTA", <i>Economia Internazionale</i> , May 1969)	EEC諸国の輸入需要函数(総輸入量の実質GNPに対する比率と、輸入価格指数の国内卸売価格指数に対する比率とを独立変数とする)を、①1953~61年間、または、②54~62年間のデータに基づいてそれぞれ計測し、同函数により得られる65年のEEC諸国の地域別輸入量を実績と比較、その乖離をEEC結成効果に帰する。	① 貿易創出効果51百万ドル、貿易転換効果18百万ドル。 ② 貿易創出効果40百万ドル、貿易転換効果89百万ドル。
Walter (<i>The European Common Market</i> , 1967)	EECが結成されない場合、①1953~57年の全期間を通ずるEEC諸国の平均輸入性向は以後も不変、または、②同期間中にみられた同性向の変化は以後も持続、と仮定し、それぞれの仮定に基づき63年の実質GNPから得られるEEC諸国の域内輸入量を実績と比較、その乖離をEEC結成効果に帰する。	①域内輸入量の42.8%、②同29.7%、がそれぞれ、EEC結成効果による(貿易創出効果と貿易転換効果とを区別はできない)。
Truman ("The EEC: Trade Creation and Trade Diversion", <i>Yale Economic Papers</i> , Spr. 1969)	EECが結成されない場合、1960年におけるEEC諸国の工業製品消費量に占める自国産品、域内諸国からの輸入品および域外諸国からの輸入品の3者の構成比はその後も不変と仮定、それを64年における実績構成比と比較、その乖離をEEC結成効果に帰する。	貿易創出効果2,930百万ドル、貿易転換効果13百万ドル。

(注10) 以下、EECにおける貿易創出効果と貿易転換効果の推計に関しては、National Institute of Economic and Social Research, *National Institute Economic Review*, Aug. 1971, pp. 38~39 所載の各推計結果の要約による。

が、GNPの1%以下という結果が出ている^(注11)。

このようにEECの関税同盟の効果が伝統的関税同盟理論に基づく試算によっては必ずしも実証されなかつたため、関税同盟の主たるメリットを広域市場の成立に基づくよりダイナミックかつ長期的なインパクトに求めようとする考え方方が強まっている。すなわち、市場の広域化が、①域内企業に規模の経済を利用する機会を提供し、②企業・産業間の競争の促進をもたらすという点に着目するのである。そして、この両者があいまって企業の設備投資意欲を高めること、および膨大な研究開発投資をする航空機、原子力、電子産業などの先端産業の存立を可能とする市場規模が用意されること、が強調される。事実、英國当局が少なくとも短期的には国際収支負担の増大や国内物価の上昇が予想されるにもかかわらずEEC加盟を決意したのは、広域市場への参入に伴うこうした長期効果がこれを償って余りあると考えたからである^(注12)。

この見方は、静態的な資源再配分効果にのみ着目した伝統的関税同盟理論の盲点を突いたものであり、関税同盟について、それが域内経済成長の促進による対域外貿易・投資の拡大を通じてやがては域外諸国にも利益をもたらす、という積極評価を与える道を開いたといえよう。ただ、この見方の理論的根拠はまだ必ずしも明らかではなく、また、EEC設立以後における域内諸国の生産性上昇率が、それ以前あるいは域外諸国とのそれより顕著に高まつたという実証的根拠にも乏しい^(注13)。

したがつて、この新しい見方に基づく関税同盟の評価は、これを逸することはできないが、なお検討を要する面が多いといえよう。

(拡大の評価)

伝統的な関税同盟理論の評価基準に照らしてみると、EEC諸国は、少なくとも域内諸国の経済福祉を増進させるタイプの関税同盟を形成する条件を備えていたといえよう。EEC諸国は発展段階をほぼ同じくする工業国として相互に補完性よりは競合性の強い経済構造を有し、しかも、産業間の相対コストが各国ごとにかなり相違しており、また、EEC結成以前から相互間の貿易が高い割合を占めていたからである。さらに、広域市場成立に伴う長期効果の面からみても、EEC諸国はそれを享受しやすい条件の下にあったといえる。地理的な懸隔(高い輸送費用の介在)、文化的相違などが大きい場合には広域市場化の効果は減殺されるが、西欧諸国間ではそうした障害は小さいからである。

新規加盟国、とくに英國と現在のEEC各国との関係も、現在のEEC各国間の関係と大差はないものとみられ、したがつて、EECの拡大は域内の経済福祉をいっそう増大させる可能性を持つものとみてよいであろう。

拡大EEC諸国の経済構造の近似は、また、貿易転換効果を通ずる域外に対する悪影響の懸念を減ずるものであり、関税同盟の長期効果を考えれ

(注11) Scitovskyは、西欧全域に關税同盟が成立した仮説的状況についてGNPの0.05%上昇を、またJohnsonは、英國と歐州大陸諸国間の自由貿易が実現した場合の英國GNPの約1%上昇をそれぞれ推算。また、Janssenは、EEC6か国が關税同盟によってうる所得増加はGNPの0.5%以下と結論した(Lundgren, "Customs Unions of Industrialized West European Countries", in Denton (ed.), *Economic Integration in Europe*, 1969)。

(注12) 「経済効率および競争力の改善は、加盟後の10年間に漸次增高が予想される加盟に伴う国際収支負担に英國が対処することを可能とするであろう。また、この効率改善は経済成長の促進をもたらし、わが国の国民生活水準のよりすみやかな向上を可能ならしめるとともに、加盟に伴うコスト負担をより容易にするであろう。たとえば、加盟の結果国民所得の成長率が1%高まるとすれば、5年間後にはわが国の国民所得はおよそ11億ポンド上昇することとなろう」(英國政府「1971年EEC白書」第57節)。

(注13) National Institute of Economic and Social Research, *op. cit.*, pp. 47~50.

(第4表)

E E C貿易額の推移

(単位・億ドル)

	輸出			輸入			
	総額	対域内	対域外	総額	対域内	対域外	
		構成比			構成比		
1958年	228	68	29.8	159	229	68 29.7	162
60	297	102	34.3	195	296	102 34.5	194
63	376	157	41.8	216	404	157 38.9	247
65	479	204	42.6	271	490	204 41.6	286
68	642	284	44.2	353	620	284 45.8	336
70	885	428	48.4	452	884	428 48.4	456
58~70年間 の増加率 (年率・%)	12.0	16.6	9.1	11.9	16.6	9.0	

資料: Statistical Office of the European Communities, Monthly Statistics (Foreign Trade).

ば、E E Cの拡大は最終的には域外に対しても好影響をもたらすかもしれない。発足以来のE E C諸国の対域外貿易がかなりの拡大をみた実績からみても(第4表参照)、こうした見方が楽観的に過ぎるともいいきれない。

とはいっても、域外諸国の立場からは、E E C拡大

の影響について手放しに樂観できないことはいうまでもない。そもそも、関税同盟が域外諸国に有利な効果をもたらすことは、少なくとも短期的には通常ありえない。また、それがいかに貿易転換効果の小さい「望ましい」タイプのものであろうとも、がんらい対域外差別関税による交易条件の有利化をねらう関税同盟は常に保護政策を強める可能性をはらんでいるが(注14)、E E Cが拡大によって域内自給能力を高めたことは、これをより容易にしたといいうるからである。次に、こうした懸念が持たれること自体が、世界の他の地域における封鎖的経済ブロックの形成を促す可能性もあながち否定できまい。さらに、次にみるような対外保護色のきわめて強いE E C共通農業政策の存在と、連合などの形で周辺に特恵的通商関係を広げようとする動きとは、明らかに世界貿易の発展にマイナスといえよう。

口. 共通農業政策

E E Cの共通農業政策は、関税同盟と農産物価格支持制度とが結びついたきわめて保護主義的色

(第5表)

E E Cの主要農産物価格と国際価格との比較

(トン当たり、単位・U. C.)

農業年度	1968~69			1969~70			1970~71			1971~72		
	E E C 価格 (A)	国際 価格 (B)	(A) (B)									
軟質小麦	98.75	63.40	1.6	98.75	59.76	1.7	98.75	68.20	1.4	100.72	n. a.	—
硬質小麦	117.50	75.47	1.6	117.50	70.78	1.7	117.50	72.82	1.6	119.85	n. a.	—
大麦	87.98	47.84	1.8	88.48	48.12	1.8	88.48	68.91	1.3	92.02	n. a.	—
とうもろこし	94.94	53.84	1.8	95.94	61.54	1.6	95.94	70.22	1.4	96.90	n. a.	—
白砂糖	212.30	62.90	3.4	212.30	75.10	2.8	212.30	104.10	2.0	226.10	128.7	1.8

(注) 1. E E C価格は、とうもろこしについては指標価格、その他は介入価格。

2. 國際価格は、白砂糖についてはパリ自由市場相場、その他は域外穀物輸出国に対するE E Cオファー価格(アントワープまたはロッテルダム港度し cif 価格)。

3. E E C農業年度ごとに表示。ただし、白砂糖國際価格の1970~71農業年度は、70年7月、同11月、71年2月の平均、同じく1971~72農業年度は71年4月の価格であり、その他穀物の國際価格の1970~71農業年度は70年8月~71年3月間の価格。

資料: Commission des Communautés Européennes, La situation de l'agriculture dans la C. E. E., Rapport 1971.

(注14) たとえば、E E C諸国が、一方的かつ無差別的な関税の引下げないし撤廃により貿易転換効果を回避するにもかかわらず、域内関税の撤廃(関税同盟の形成)にとどまっている経済的理由は、域外諸国との交易条件改善を企図したものと解釈するほかないと Johnson は指摘している(Johnson, "An Economic Theory of Protectionism, Tariff Bargaining and the Formation of Customs Union", The Journal of Political Economy, June 1965)。

彩の濃いもので^(注15)、域内外に種々の問題を発生させた。

まず第1に、農産物統一価格が全加盟国に政治的に受け入れうるようにとの観点から域内需給実勢を無視して高く決められ、国際的にも著しく割高となつたため(第5表参照)、域内生産の促進、域外からの輸入減退という貿易転換効果が強く現(第6表)

E E Cにおける穀物在庫量推移

(単位・万トン)

農業年度		1966～67	1967～68	1968～69	1969～70
年度初在庫(A)		1,169	1,055	1,009	1,257
供給(B)	域内生産	5,798	6,816	6,975	6,989
	域外からの輸入	1,996	1,879	1,651	1,530
需要(C)	域内消費	7,136	7,480	7,398	7,645
	域外への輸出	807	854	980	1,270
供給超過(△需要超過)(D)=(B)-(C)	△ 149	361	248	△ 396	
年度末在庫(A)+(D)	1,020	1,415	1,257	860	

(注) 1. 1966～67および1967～68農業年度は10月1日～9月30日の期間、1968～69および1969～70農業年度は8月1日～7月31日の期間。このため、1967～68農業年度末在庫量は1968～69農業年度初在庫量と不一致。

2. 1966～67農業年度末在庫量と1967～68農業年度初在庫量の不一致は、後者に67年7月1日のフランスのとうもろこし在庫量が含まれるため。

資料: Commission des Communautés Européennes, La situation de l'agriculture dans la C. E. E., Rapport 1971.

(注15) 共通農業政策の骨子は、①関税、数量制限等の撤廃により域内農産物の自由流通を保証する一方、②域内における農業保護政策を統一するため、大部分の農産物について域内統一価格を定め、これを支持すること(ただし、運賃や流通経費の差などから、域内各地における現実の小売価格には格差が生ずる)である。後者の具体的方法は農産物の種類に応じ若干相違するが、穀物、米、砂糖、乳製品等に適用される次の方法が最も代表的なものである。すなわち、各農産物の域内最大不足地域の卸売価格(したがって域内最高)を域内共通の指標価格とし、その90～95%の範囲内で域内価格支持操作を行なう一方、当該農産物の対域外輸出入については、域内の輸出中心地における実勢輸出価格と域外競合輸出諸国の最低輸出価格との差額を基準として輸出補助金を支給し、境界価格(域内の輸入中心地から指標価格設定地点までの商業費用を指標価格から差し引いた価格)と域外からの最低輸入価格の差額相当の輸入課徴金を課すのである。

これらの価格支持のメカニズムを略図により示せば右のとおり。

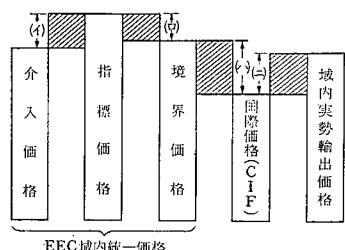
なお、価格支持、輸出補助および農業構造改善のための支出をまかなうため、農業指導保証基金(F E O G A)が設けられている。その財源は、固定比率による各國分担が大きな割合を占めたが、しだいに各國の域外からの農産物輸入課徴金収入の拠出への依存度を高めた。70年4月の農業財政規則採択により75年以降は、上記輸入課徴金収入のみならず、農産物・工業製品の域外からの輸入に伴う関税収入の90%をも拠出させることとし、不足が生ずる場合は各國の付加価値税収の一定割合(ただし1%をこえない)を充てることとなった。

(注16) 対域外輸出による過剰農産物の処理には、①輸出補助措置に制約があること、②域外側に各種輸入制限措置があること、の2点から限界があった。

(注17) E E C委員会の統計によれば、耕地面積50ヘクタール以上の農家はE E C全体の3%にすぎず、全体の3分の2は10ヘクタール以下(米国では平均200ヘクタール)。

われ、また域内消費の伸びが抑えられた。その結果、域外農産物輸出国の不満を増大させたのみならず、過剰在庫の蓄積(第6表参照)という形で域内各国に経済的損失を与えた^(注16)。第2に、統一価格が高いため、域内価格支持や対域外輸出補助を行なう農業指導保証基金保証部門の支出が膨張の一途をたどった。その財源として域外からの農産物輸入に対する課徴金への依存度を高めたため、域外からの輸入の多い西ドイツに過大な負担がかかる一方、同基金の支出は農業のウェイトの高いフランス、オランダ等にかたより(第7表参照)、農業問題をめぐる加盟国間の対立激化を招いた。

こうした問題の根因はE E C農業の小規模・低生産性^(注17)にあり、E E C委員会もその改善を目指して68年末には「農業構造改革に関する覚書」(いわゆるマンスホルト提案)を作成した。これは、①離農促進、共同経営推進等による農業経営規模の拡大を通じる農業生産性の向上、②乳製品、砂糖等の過剰農産物の需給均衡策、③69年度農産物価格の一部引下げ、などを含み、E E C農業の



(注) (1) 指標価格の5～10%相当
(2) 域内の輸入中心地から当該農産物の域内最大不足地域への移送に要する商業費用
(3) 輸入課徴金賦課額
(4) 輸出補助金支給額

(第7表-1)

農業指導保証基金支出額の推移

(単位・百万U.C.)

	支 出 総 額	保証部門 支出額 <small>(価格支 持、輸出 補助金)</small>	指導部門 支出額 <small>(農業構造 改善)</small>	特別部門 支出額 <small>(農民への 補償金)</small>
1965年度	39	29	10	—
66	68	51	17	—
67	507	403	104	—
68	1,350	1,054	88	208
69	1,820	1,558	111	151
70	4,681	4,088	524	69
71	3,485	2,727	758	—

(注) 1965~69年度は実績支出額、70、71年度は当初予算額。

資料: EEC官報。

(第7表-2)

農業指導保証基金の71年度収支に占める各国シェア

(単位・%)

	基金総予算額 に対する各國 の拠出割合	基金保証部門 予算額の各國 への配分割合
西 ド イ ツ	31.5	22.5
フ ラ ン ス	28.0	34.1
イ タ リ ア	21.8	22.1
オ ラ ン ダ	10.3	15.2
ペ ル ギ ー	8.2	5.9
ルクセンブルク	0.2	0.1

資料: Cinquième rapport général sur l'activité des Communautés, 1971; EEC官報。

進むべき方向を示唆する抜本的な案であったが、農民団体等の反対から採用には至らなかった。

EECの拡大は現行統一価格での農産物需要増をもたらし^(注18)(アイルランドおよびデンマーク

からのネット供給増より、英國およびノルウェーからのネット需要増の方が大きい)、少なくとも一時的には過剰在庫圧縮や農業指導保証基金の収支改善など問題を緩和する効果をもとう。ただ、その結果共通農業政策の修正を遅らす可能性があるが、英國などの域外からの農産物輸入が大幅に減少するだけに、域外農産物輸出国からの共通農業政策修正圧力が強まるであろうし、農産物不足国として現在の共通農業政策と基本的に利害を異にする英國も内部からその修正に努めることも考えられるので、長期的には、拡大がEEC共通農業政策を世界貿易全体の立場からみて望ましい方向へ導く可能性もある。

八. 対外通商政策

EECは発足と同時にフランス領植民地を中心とするアフリカ属領と連合関係を結成した。これは、①相互間の関税漸廃と輸入割当て数量の増額を通じて貿易拡大を図り、最終的には自由貿易地域の形成を目指す、②欧州開発基金を通じてEECが経済援助を与える(総額約5.8億ドル)、の2点を主柱とするものであった。その後これら植民地があいついで独立したことによって、同連合関係の満期を機にアフリカの発展途上国18か国との間で新たにヤウンデ協定を結んだ(63年7月調印、内容は当初の連合協定とほぼ同一^(注19))。

次いでナイジェリア(66年)および旧英領東アフリ

(注18) 以下は、主として、Warley, "Economic Integration of European Agriculture", in Denton (ed.), *op. cit.*, による。

(注19) ヤウンデ協定の骨子は次のとおり。

(1) 自由貿易地域の形成

イ. EECは域内関税引下げ、数量制限の緩和ないし撤廃などの利益を連合諸国に均てんさせるとともに、本協定発効と同時にコーヒー、茶、ココア、こしょう等熱帯農産物9品目の域内関税を撤廃する。
ロ. 連合諸国はEEC各國からの輸出入に対し差別を行なわず、連合外の諸国に対しては連合諸国に対するよりも有利な貿易条件を与えない。

ハ. 連合諸国はEECに対し適用する輸入関税、輸入課徴金などを毎年15%ずつ引き下げる。

ニ. EECおよび連合諸国は第3国に対する通商政策につき相互に協議する。

(2) 経済・技術援助

イ. EECは連合諸国に対し今後5年間に730百万ドルの経済援助を行なう(うち666百万ドルは贈与、64百万ドルは欧州投資銀行を通じる低利融資)。

ロ. このほかEECは連合諸国の経済発展の促進、社会資本の充実、技術開発、教育などの面で援助を供与する。

ハ. 連合諸国は3年以内に、EEC加盟国の個人、法人の入国および取引活動に対する諸制限を撤廃する。

カ3国(68年、アルシア協定)とも同様の関係を結んだ。さらに、ギリシャおよびトルコとの間の連合協定締結(前者は61年3月、後者は63年9月それぞれ調印)を皮切りに、チュニジア、モロッコ、マルタ、スペイン、イスラエルの諸国ともあいついで特恵通商協定を結んだ^(注20)。かくてアフリカ、地中海沿岸諸国に広がるEEC経済圏が形成された。

しかも、英國の加盟に伴い、①英國海外属領(ただし香港、ジブラルタルを除く)に対して連合関係を適用し、②英連邦内の発展途上国(ただしアジア諸国を除く)には、上記ヤウンデ、アルシア両協定の失効時(75年1月末)に、EECと連合関係または特別の貿易協定を結ぶことを認めることになっており、拡大EECの特恵的経済圏は一段と拡大する見通しにある。また、英國などのEEC加盟がこれら各國と関係の深い残存EFTA加盟諸国(6か国)経済に大きな悪影響を与えることもあり、EEC委員会は71年6月、これらEFTA加盟国との工業製品自由貿易地域等を目指す通商協定を提案し、12月から交渉を開始した。

こうしたEECの外延的発展は、域外諸国にとって好ましくない動きといえよう。とくに、EECが経済構造を異にする発展途上諸国との特恵的

関係を拡大することは、両者の補完性のゆえにEEC経済圏のアウタルキー的性格を増すからである。

もとより、EECの拡大が世界貿易ひいては域外諸国にいかなる影響を与えるかは、結局、共通農業政策をはじめとするEECの域内政策と対域外共通関税率の水準などの対外共通通商政策^(注21)のあり方に左右される。米国がEECに対して、農業政策の修正や残存EFTA諸国との自由貿易地域形成の中止を求めたのもこのためである。米国の意図は達せられなかったが、73年初めからGATTの場で行なわれることとなった世界貿易拡大のための多角的交渉が、EEC拡大の対外的悪影響軽減に寄与するものとみられる。日本としても、EEC諸国との対日輸入数量制限^(注22)撤廃を目指す2国間通商交渉が70年9月開始以来難航を続いているだけに、多角的交渉の成果が期待される。

3. 強化の動き

(1) 経済通貨統合への歩み

(ウェルナー報告の作成)

前述のバール案に盛られた諸提案のうち、短期信用供与機構が70年1月正式に発足^(注23)し、EE

(注20) これら協定の内容は相手国ごとに区々であるが、概していえば、ギリシャ、トルコとの協定が両国のEEC正式加盟を展望しつつ相互間の漸進的関税撤廃等を図るものであるのに対し、その他諸国との協定は相互間の段階的関税率引下げ、数量制限の緩和に限定されている。

(注21) 70年1月以降、EECと域外諸国との交渉権限は、対共産圏諸国などの特例を除き、各国からEEC委員会へ移譲される(ただし、EEC理事会の同意を要する)とともに、68年の関税同盟発足後、共通ダンピング規制、共通自由化品目(ポジ・リスト)規制、共通輸入数量制限規制の実施など、対域外通商政策の統一を図る諸措置があいついで採られている。

(注22) 現在、EECの対日共通自由化品目は、BTNリスト1,097品目中920品目で、残り177品目は、少なくともEEC諸国中の1か国でなんらかの輸入制限を受けている。

(注23) 短期信用供与機構の概要是次のとおり。

イ. 取決め期間……5年間。

ロ. 信用供与限度総額……20億ドル、うち、第1次トランシュ(10億ドル)については、各国はその負担限度額まで必要に応じて自動的に引き出せる(各国の負担限度額は、西ドイツ、フランス各3億ドル、イタリア2億ドル、オランダ、ベルギー・ルクセンブルク各1億ドル)。第2次トランシュ(10億ドル)については、全加盟国の事前討議と承認を条件として、各国はそれぞれ総額10億ドルまで引き出すことができる。

ハ. 信用供与期間……3ヶ月(1回更新可能)。

ニ. 金利……利用時における信用供与国の短期金利を基準として決定する。

ホ. 信用供与方式……当該国通貨によるスワップまたは預金。

Cはここに経済通貨統合の実現に向かって具体的な第一歩を踏み出した。同年10月には「共同体における経済通貨同盟の段階的実現に関する報告」(いわゆるウェルナー最終報告)が完成した。同報告は経済通貨同盟の最終的な姿およびこれを70年代中に実現する過程について包括的かつ具体的な提案を行なったもので、統合の基本路線を明らかにしたものといえる。同報告の描く同盟の究極的な姿は、域内各国通貨の完全な交換性、域内通貨相互間の交換比率の絶対的固定化、資本移動の完全自由化、および共同体経済政策決定機関と共同体中央銀行制度による統一的経済政策の実施であった。そして、その実現への第1段階として71~73年の間に、①共同体諸機関を通ずる経済金融政策の協調と調整、②域内通貨相互間の為替変動幅の実験的縮小、③経済通貨同盟の最終的な姿に合わせたローマ条約修正の準備、などを進め、さらに、できればこの間に(おそらくとも第2段階中に)共同体中央銀行制度の前段階として欧州通貨協力基金を設立することとした。

同報告をめぐるE E C理事会の討議は、通貨統合を優先すべし(いわゆる通貨主義)とするフランス、ベルギーおよびルクセンブルクと、経済政策協調の先行(いわゆる経済主義)を唱える西ドイツおよびオランダとの対立から紛糾し、70年内に統合計画決定というハーグ首脳会談の決議は実現されなかった。こうした各國とくに独仏両国の対立は次のような事情に由来するとみられる。すなわち、フランスは、共通農業政策の最大の受益国と

してその円滑化に資する域内為替相場の安定を望むが、E E Cが政治統合化するのをきらう立場から国家主権の共同体への移譲を伴う政策調整には消極的であった。これに対して西ドイツは、政策調整機構を固めないまま通貨統合を先行させると、他国のインフレ的政策にすると歩調を合わせざるをえなくなるおそれがある点を懸念したのである。

(経済通貨同盟への第1段階のスタート)

しかし、71年2月のE E C理事会で「E E Cの経済通貨同盟の段階的実現」に関してともかく合意が成立し、経済通貨同盟への第1段階は71年1月1日にさかのぼって正式にスタートを切った。合意の内容は、①中央銀行間の協調の強化、②加盟各国の短期経済政策の調整、③中期信用供与機構の創設^(注24)、④中期経済政策目標の設定、⑤域内通貨相互間の為替変動幅縮小、などほぼウェルナー報告の線に沿ったものであった。

ただし、第2段階における統合のスケジュール、共同体機関への権限移譲、ローマ条約の修正、欧州通貨協力基金創設など、各国の見解調整が容易でない問題は後日に持ち越された。さらに、政策協調を伴わない通貨統合の独走を警戒する西ドイツの主張を入れて、第2段階移行に関する合意が73年末までに成立しない場合は2年間の猶予期間をおいて再検討し、それでもなお合意が得られないときは経済通貨統合への歩みを71年初の出発点にもどすという「慎重条項」が付された。その結果、第1段階の実験的・限定的性格が

(注24) 中期信用供与機構は72年1月に発足したが、その概要は次のとおり。

- (1) 取決め期間……4年間。その後は原則として5年ごとに自動更新。ただし、経済通貨同盟の第2段階移行に関し合意が成立しない場合は更新されない。
- (2) 信用供与限度額……20億共同体計算単位(U.C.)。各国は、国際収支困難に陥るかまたはそのおそれのある場合、閣僚理事会の承認を条件としてその負担限度額まで引き出せる。
(各国の負担限度額は、フランス、西ドイツ各6億U.C.、イタリア4億U.C.、オランダ、ベルギー・ルクセンブルク各2億U.C.)。
- (3) 信用供与期間……2~5年。
- (4) 金利……閣僚理事会がそのつど決定。
- (5) 信用供与方式……同上。

明確化された。

E E Cは上記2月の理事会決定に基づき、域内通貨相互間の為替変動幅縮小(対米ドル平価に基づく裁定相場の上下各1.5→同1.2%<一時点における域内通貨相互間の最大乖離幅1.5→1.2%>)に1971年6月15日から着手する方針を決定した(注25)。しかし、同年5月の通貨投機を契機にマルクおよびギルダーが変動為替相場へ移行したのに続き、8月の米国的新経済政策発表に伴って他のE E C諸国通貨も変動為替相場や二重市場制度に移行したため、上記計画の実施は延期せざるを得なかつた(注26)。

(経済通貨統合促進の動き)

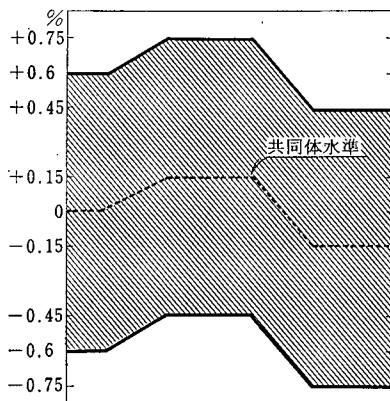
こうした為替相場の不安定化は、農業共同市場の存立を脅かし、また域内における貿易一般や資本取引にも悪影響を及ぼしたため、E E C各国に統合の必要性をあらためて痛感させた。71年12月の通貨調整によって一応固定相場に復帰したものの、為替変動幅が拡大(中心為替相場の上下各1%→同2.25%)された結果、E E C域内通貨相互間の為替関係の変動は理論的には9%(一時点における最大乖離幅は4.5%)に及びうこととな

り、E E Cの域内取引なかんずく農業共同市場の維持に大きな支障をきたす懸念が生じた。このため、通貨統合の促進を急務とする空気が強まった。

かくしてE E C委員会は72年1月、①域内通貨相互間の為替変動幅縮小(最大乖離幅を現行4.5%から2%程度へ、さらになるべくすみやかに1.5%へ)、②域内中央銀行の域内通貨を用いる協調的市場介入(米ドルを用いる介入は域外に対する変動幅の限度に達したときのみ行なう)、③協調的市場介入の結果生ずる収支じりの計理を目的とする欧州通貨協力基金の創設(基金の計理は「共同体計算単位」を用いて行なわれ、同単位を将来介入手段として機能させる)、④域内各国による投機的資本移動対策手段の整備、の4点を骨子とする提案を行なった。フランスはただちにこれに原則的合意の意向を表明したものの、西ドイツは「経済主義」の立場から消極的な態度を示していた。しかし、ドル不安再燃気配を背景に2月中旬の独仏首脳会談で双方が歩み寄り、「経済通貨同盟の進め方について原則的な合意」に達した。

これをうけて理事会は3月、本年7月1日まで

(注25) いわゆるアンシオ報告(ウェルナー委員会に対する専門委員会の報告)の提案に従い、E E C各國通貨の対米ドル変動幅(平価の上下各0.75%)を変えずに域内通貨相互間の乖離幅を1.5%から1.2%に縮小することとした。その方法を図示すれば左のとおりである。



左図の縦軸は、域内各國通貨の対ドル為替相場を平価比百分比で測り、横軸は時間の経過を示す。域内各國中央銀行が米ドルを用いた介入によって自國通貨の対米ドル為替相場を上下の実線の間(共同体バンド)に常に位置するようにする。その結果、域内通貨相互間の乖離幅はいかなる時点でも1.2%(共同体バンドの幅)をこえないことになる。しかし他方、上下の実線が平行して(つまり共同体バンド自体が)時の経過とともに対米ドル平価の上下各0.75%の範囲内で上下動すること(換言すれば、破線で示した対米ドル「共同体水準」が対米ドル平価を中心にして上下各0.15%の幅で変動すること)が許容され、したがって、域内各國通貨の対米ドル為替相場は、共同体バンドの範囲内に位置しつつ、対米ドル平価を中心に上下各0.75%まで変動しうる。「共同体水準」は域内各國間の協議により決定される。

(注26) もっとも、この間、オランダ、ベルギーおよびルクセンブルクは、3国の密接な経済関係にかんがみ、71年8月下旬以降、オランダ・ギルダーとベルギー・フランを用いた協調的為替市場介入を通じ、両通貨間の為替変動幅を対米ドル平価に基づく裁定相場の上下各1.5%に維持することとし、現在に至っている(ルクセンブルク・フランはベルギー・フランと等価)。

に域内通貨相互間の為替相場の最大乖離幅を2.25%に縮小することを目標に、ほぼ上記委員会提案に沿った具体案を正式に採択した。同時に、理事会は西ドイツの要求をいれて、経済政策調整委員会(仮称)を設け域内各国の政策調整を強化することとした。もっとも、経済政策調整のための既存の各種機関が必ずしもその実をあげなかつた経験に徴しても、新機関の設置によって西ドイツの意図がどこまで達成されるか予断しがたい。政策調整の成否が通貨統合のそれをも左右する面が大きいとみられるだけに、米ドルの絶対的な弱さの陰に隠されている域内各国通貨間のアンバランスが将来顕在化する可能性をも考慮すれば、経済通貨統合への道はなお多くの曲折を免れないものとみられる。

(2) 経済通貨統合の意義と問題点

(通貨統合のメリット)

経済通貨同盟の中核をなす通貨統合の最終的な姿は、域内通貨間の交換比率の絶対的固定化と完全相互交換性であるが(各國が合意すれば単一通貨採用の可能性もある)、その実現が不確実性の消滅や取引経費の軽減を通じて域内貿易・資本移動を促進することはいうまでもない。とくに農業共同市場にとって通貨統合のメリットは大きい。農産物統一価格が金とリンクした共同体計算単位(1 U.C.=金0.888671グラム)で表示される関係上、たとえば域内通貨の金平価切下げ(または切上げ)は当該国通貨表示農産物国内価格の自動的上昇(または下落)ひいてはインフレや過剰生産(または農民所得の減少)を招き、こうした悪影響を回

避するためには国境税調整や農民への補償金支給など農業共同市場の事実上の後退ともいべき手段採用を余儀なくされるという事情があるからである(注27)。フランスが通貨統合に熱心なもの、一つにはこうした点を考えてのことである。

(通貨統合と国際収支調整過程)

域内各国が依然独自の通貨と中央銀行をもち、各自に国際収支調整を考えている段階では、通貨統合が域内各国の国際収支調整をむずかしくする面があることは見のがせない。一般に一国の採りうる国際収支調整手段としては、①国内総需要・物価の調整、②為替相場の調整、③内外金利差の操作、④貿易・資本取引の規制、があげられるが、EEC諸国はすでに単独では対域内外とも④を十分活用しえなくなっている。通貨統合が進めば、②の利用も対域内はもとより域外に対しても単独では困難となる。③については、一見、通貨統合の進展がその有効性を増すと考えられるかもしれない。域内通貨相互間の直物為替相場変動幅の縮小は、域内通貨の平価変更(通貨統合の中間段階ではその可能性を残している)が予想されないかぎり、直先マージンの縮小を通じて内外金利差操作の域内資本移動に対する影響力を強めるからである。しかし、国際収支調整策としての内外金利差操作は、域内資源の最適配分というEEC域内資本移動自由化の本来の目的に反する面をもつことはいなめない。また、短資対策としてはあれ金利差調整策の一般化が予想されれば、各國は域内資本移動自由化に消極的になり、こうした政策の基盤そのものが失われる結果となろう、と

(注27) フランスは69年8月のフラン切下げ後、インフレに対する配慮からフラン表示農産物価格を新平価に基づく水準まで一挙には引き上げず段階的に上げることとし、そのかわり過渡期間中は農産物輸出に課徴金を賦課、同輸入に補助金を交付して国際競争力を調整した。

西ドイツも同年9月のマルク・フロート以降切上げ(10月)後の一定時点まで、旧平価に基づくマルク表示農産物価格を維持し、そのかわり農産物輸出に補助金を交付し、同輸入に課徴金を賦課した。その後新平価に基づくマルク表示農産物価格を用いるにあたって、政府およびEEC農業指導保証基金の負担で農民に4年間補償金を支払うこととした。

また、71年5月のマルク等の変動相場移行以後現在に至るまで、EEC各国で国境税調整が行なわれている。

(注28) Coffey and Presley, *European Monetary Integration*, 1971, Chap. 6

の見方もある(注28)。

したがって、E E C域内における商品・資本移動の望ましい自由度を保ちつつ通貨統合を図る場合には、域内各国の国際収支調整は主として①によらざるをえず、国内均衡維持の必要との関連で困難に直面することもありえよう。

(通貨統合と経済政策調整)

域内通貨の対域外為替変動幅の基準である「共同体水準」(注25)は、域内各国の妥協によって定められるものであるだけに、すべての域内通貨の実勢あるいはすべての域内各国が国際収支調整上望ましいと考える水準と合致するとは限らず、むしろどの域内通貨の立場からみても不満が残るのが普通ともいえよう。通貨統合の進展につれて域内各国通貨相互間の許容変動幅が零に近づくにつれ、この違和感は大きくなる可能性がある。とくに、域内各国間で対外不均衡の方向がまちまちとなる場合には、共同体水準の決め方いかんではいずれかの国で外貨準備増大→国内インフレの助長、あるいは外貨準備減少→国内デフレ傾向の助

長といった結果を招来しかねない。

こうした事態を放置すれば通貨統合そのものが困難になる。したがって、これを避けつつ通貨統合を進めかつ維持しようとするかぎり、域内における資本・労働の自由移動になお制約が残る現状では、域内各国間の生産性・物価上昇率の相互調整(第8表参照)を図るべく経済政策を調整することが必須となる。さらに、E E C各国は当然のことながら域内貿易依存度が高いため(第4表参照)、各国の景気変動が相互に大きく影響し合うが、通貨統合が進めばこの傾向が一段と強まるので、この面からも経済政策調整の必要性が高まる。E E Cの通貨統合計画が当初から経済政策調整構想を伴っていたのはそのためであり、通貨統合の成否は政策調整の進展いかんに依存するところが大きいといえよう。

(最適通貨圏としてのE E C)

上述の問題はいわゆる「最適通貨圏(optimum currency area)」理論の観点からとらえることができる。この理論は元來変動為替相場制度を推奨

する議論に対して、「かりにそれが正しいとしても、単一通貨の使用さるべき地域的範囲(すなわち最適通貨圏)は、通常の変動相場論者が暗黙裡に想定しているような個々の国家領域と合致するとは限らない」という形で提出されたものである。以下こうした観点からE E C通貨統合の適否を考えてみよう。「最適通貨圏」の基準についてはまだ定説というべきものはないが(注29)、次のような点について

(第8表)

E E C各国における消費者物価上昇率

(年率・%)

	西 イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	オ ラン ダ	ベ ル ギ ー	ル ク セ ン ブル ク	平 均	標 偏 差	域 域
1958年	2.3	14.2	2.4	0.4	1.0	1.1	3.6	4.8	13.8
59	1.2	6.3	0.2	2.1	1.3	0.1	1.9	2.1	6.2
60	1.1	3.5	2.4	1.1	1.1	1.2	1.7	1.0	2.4
61	3.3	3.4	2.3	2.2	1.0	0.0	2.0	1.3	3.4
62	2.1	4.4	4.5	3.2	1.0	1.1	2.7	1.5	3.4
63	2.9	4.8	7.4	4.2	2.1	2.9	4.1	1.6	5.3
64	2.4	3.4	5.9	6.0	4.2	3.1	4.2	1.3	3.6
65	3.1	2.5	4.5	4.7	4.0	3.3	3.7	0.7	2.2
66	3.7	2.7	2.3	5.4	4.1	3.4	3.6	1.0	2.7
67	1.7	2.7	3.7	3.6	2.9	2.2	2.8	0.7	2.0
68	1.5	4.6	1.3	3.7	2.7	2.6	2.7	1.2	3.3
69	2.7	6.1	2.6	7.3	3.7	2.3	4.1	1.9	5.0

資料: Coffey and Presley, European Monetary Integration, 1971, p. 74.

(注29) Mundell and Swoboda(eds.), *Monetary Problems of the International Economy*, 1969, Part 2 に収録されている討議を参照。

てはおよそ意見が一致しているとみられる。まず、単一通貨圏の過小は、①その反面としての通貨数の過大のゆえに「便宜」としての通貨の効用が低下すること、②対外依存度が高いために為替変動(平価変更を含む)による対外調整効果が乏しく^(注30)、かつ通貨価値がはなはだしく不安定化すること、などからみて難点がある。一方、最適通貨圏の大きさは生産要素の自由移動が可能な範囲を限界とすると考えられる^(注31)。その限界を越えれば、域内での地域間不均衡、たとえば圏内一地域における失業の増大と他地域におけるインフレの高進といったケースが生じうるわけで、このような地域間には為替調整の可能性を残しておく方が望ましいと考えられるからである。

EECも現状では、内部に地域間不均衡を残し、通貨統合を進めるためには域内政策調整を必要としているが、一般に EEC は最適通貨圏たりうるとみられている^(注32)。これは、その地理的・文化的事情からみて、域内生産要素の移動が将来さらに円滑化する可能性があるとみられるためであろう。

(国際通貨制度との関連)

1月の EEC 委員会の経済通貨統合促進提案は、域内取引の安定を第 1 の目標とするものではあるが、同時に国際通貨体制に関する EEC としての展望を秘めたものとみられる。それは、EEC 委員会が「共同体加盟国通貨に固有な為替制度」

という表現を用い、域内通貨による介入を前面に押し出している点からみても明らかであろう。域内通貨による介入は、域内通貨相互間に直接的な公的交換が生まれることを意味し、EEC 委員会の提案は、これによって域内通貨関係における米ドルの中心的役割を排除する意図を示唆している。さらに、同提案は、域内通貨による介入の当然の帰結として、一定の限度と条件の下にではあるが域内各国が相互にその通貨を準備資産として保有することとし、また域内各国の米ドル・ポジションをより均等化する点にも言及している。同提案のこうした内容は米ドルの交換性喪失という基本的変化に対応したものとみられる。

通貨統合完了後の EEC 各国通貨ないし統一通貨の対外的役割については目下のところ明らかにされていない。しかし、EEC の世界経済に占めるウエイト増大に伴って、すでに EEC 諸国通貨による貿易決済が増加し、また域外諸国が準備通貨としてこれを保有する額も増大傾向にある^(注33)。EEC の拡大強化の進展に伴い域内諸国通貨に対する信認が一段と強まる予想されるので、米ドルに対する信認が回復しないかぎり、上記傾向はいっそう強まろう。ただ、EEC 諸国は、その通貨が決済通貨たることはともかく、域外において準備資産として保有されることを望んでいなかったことは明らかである。かかる事情は EEC 統一通貨が実現した場合にもおそらく変わ

(注30) 為替変動(または平価変更)による対外調整の有用性が主張される論拠の一つは、名目賃金・価格の下方硬直性のため国内物価水準の引下げによる対外調整が事実上不可能であり、したがって、実質所得の低下をもたらす為替レートの低下(または平価切下げ)を通じる調整に依存せざるをえないという点にある。この議論は公衆が“money illusion”をもつことを前提としているが、切下げ国の輸入依存度がきわめて高い場合には、輸入物価の上昇を通じて実質所得低下がただちに明らかとなって money illusion が消失し、名目賃金引上げ要求が強まるから、為替レートによる対外調整の効果が失われるとされる。

(注31) Mundell, “A Theory of Optimum Currency Areas”, *American Economic Review*, Nov. 1961.

(注32) 「アカデミックな議論のみならず公的当局の見解においても、EEC を最適通貨圏のきわだった例とみなす点で一般的な一致がみられよう」(Triffin, *The Fate of the Pound*, 1969, p. 25)。

(注33) 英蘭銀行オブライエン総裁は71年12月の講演で、同行の推計によれば、世界貿易中ポンド決済分の割合と EEC 各国通貨決済分のそれとはいまやほぼ等しく、また、70年末現在各公的準備となっている EEC 諸国通貨の残高は、公的ポンド残高の20%近くに達している、と述べた。

らず、その金交換を保証してかつての米ドルにとって代わろうとする可能性は乏しいとみてよいであろう。特定通貨が国際流動性の主要供給源となることの欠点はつとに指摘され、これを改める方向で国際通貨制度を改革することが国際的なコンセンサスとなりつつあるからである。

通貨統合の進展が国際通貨体制改革に与える直接的影響としては、拡大の効果とあいまって EEC のバーゲニング・ポジションを強化するという政治的側面をまず重視すべきであろう。すなわち、通貨統合がしだいに軌道に乗れば(それは政策調整が軌道に乗ることをも意味するから)、域内為替安定の基礎は漸次固まる。また、拡大による域内市場の巨大化に伴い、EEC にとって域外

(第 9 表)

海外諸国および国際機関保有ポンド準備額の推移
(単位・百万ポンド)

	合計	ポンド圏諸国	非ポンド圏諸国	国際機関
1962年末	2,312	1,772	451	89
63	2,440	1,898	437	105
64	2,436	1,947	379	110
65	2,318	1,911	303	104
66	2,304	1,855	332	117
67	2,102	1,736	265	101
68	1,920	1,650	153	117
69	2,319	2,039	107	173
70	2,543	2,250	111	182
71	3,209	2,709	290	210

(注) 國際機関は IMF を除く。

資料: Bank of England, Quarterly Bulletin.

との取引の重要性が相対的に低下する。したがって、万一米国の国際収支がいつまでも改善せず、米ドルの交換性回復も期待薄となる場合に、EEC が弾力的な対応策を講じやすくなることはいなめないからである(注34)。もとより、EEC も世界が幾つかの通貨ブロックに分裂するのをよしとしているわけではないので、軽々に行動することはあるまいと思われる。

(ポンド残高問題)

多額のポンド債務(第 9 表参照)を負う英國の加盟は、EEC の通貨統合に對内外両面で大きな問題をもたらした。

前述のごとく、加盟交渉ではポンド残高処理の具体的方法や時期の決定を英國加盟後に持ち越した(注35)。ポンド残高処理案としては、以前から IMF 肩代り案(注36)、EEC 加盟を前提とした EEC 諸国による肩代り案(注37)、などが提案されていたが、71年の通貨危機後米ドル残高の処理を含む現行国際通貨体制全般の再検討が問題とされるに及び、ポンド残高処理もその枠組みの中で考えられる見通しが強まっている。英國当局者もこのような観点から SDR を中心とする国際通貨体制重建を展望しつつ、SDR 特別発行による IMF を通ずるポンド残高償還を主張している(注38)。ただ、英ポンドを含む EEC の通貨統合が進められる以上、たとえ IMF が肩代わりすることになるとしても、EEC もなんらかの形でかかわりを持

(注34) かつて Mundell は、世界的な通貨統合に至るステップとして次のような構想を積極的に提唱したことがある(Mundell, *The International Monetary Systems: Conflict and Reform*, 1965, pp. 47~50)。すなわち、ドル圏、ポンド圏、欧州通貨圏の 3 通貨ブロックを形成し、各ブロック内ではそれぞれドル、ポンド、欧州統一通貨が基軸通貨となり、各基軸通貨はかなり広い margin をもって金に peg され、ブロック間の最終決済には金が使用されるが、基軸通貨相互間の為替変動幅はかなり大きい、というものである。

(注35) ただし、英國のリッポン代表(EEC 担当相)は、具体的なポンド残高処理方式の要件として次の 3 点を指摘したと伝えられる。

- (1) ポンドを保有する国が受け入れ可能な代替準備資産を取得すること。
- (2) 処理の過程で英國の国際収支に過重な負担を与えないこと。
- (3) 結果として国際通貨体制安定化に寄与すること。

(注36) 65年 IMF 総会におけるコロンボ・イタリア蔵相の提案。

(注37) Triffin, *op. cit.*, pp. 24~29.

(注38) 71年 IMF 総会におけるバーバー英國蔵相の提案。

つことは避けがたいとみられる。したがって、ポンド残高処理の具体案は、通貨統合完成後のE E C各国通貨ないし統一通貨の対外的性格いかんを考慮しつつ検討されることとなろう。

(EEC、ECSC、EURATOM の3共同体それぞれの理事会および委員会は、「欧州3共同体に单一の理事会および单一の委員会を設置するための条約」(65年3月調印)の発効に伴って67年7月に統合されたが、3共同体そのものは形式的に

は依然として別個の存在にとどまっており、これらを単一の組織のごとく「欧州共同体(EC、European Community)」と呼ぶのは適切でない。このため、主として欧州経済共同体を扱う本稿ではこれをE E Cと略称した。なお、理事会および委員会については、67年7月以降は「EC (European Communities)」を冠すべきであるが、混乱を避けるため、意識的にすべてE E Cを冠することとした)。

(付表)

E E C 関 係 年 表

	一 般	拡 大	経 済 通 貨 統 合
1958年	1月 EEC、EURATOM発足。 (11月 欧州自由貿易地域結成交渉決裂)		
59年	1月 第1回域内関税引下げ実施。		
60年	5月 理事会、関税同盟形成促進に関するハルシュタイン修正案を探査。 〃 域内資本移動自由化のための第1次指令。 (5月 EFTA発足。) 6月 委員会、農業共同市場設立に關し提案(マインホルト案)。		3月 景気政策委員会設置。
61年	1月 工業製品に關する第1次共通对外関税接近実施。 7月 理事会、対外通商政策協調の一概原則を決定。 9月 域内労働者移動自由化についての第1次措置実施。	3月 ギリシャとの連合協定調印。 8月 英国政府、理事会に加盟を申請。 11月 英国等、加盟本交渉開始。	
62年	1月 理事会、共通農業政策につき合意、EECは第2段階へ移行。 2月 理事会、独占およびカルテル規制共通措置に関する第1次規則を制定。 7月 穀物等に共通農業政策実施。 11月 理事会、域内資本移動自由化のための第2次指令。	8月 溫帯農産品問題で折り合いがつかず、英國加盟交渉中断。	10月 委員会、「第2段階における行動計画」を提案。
63年		1月 ドゴール・フランス大統領、英國加盟に反対声明、理事会は加盟交渉の無期延期を決定。 7月 第1次ヤウンデ協定調印。 9月 トルコとの連合協定調印。	6月 委員会、「第2段階における行動計画」の修正を提案。
64年	10月 委員会、関税同盟促進に關し決定(Initiative 1964)。 12月 理事会、統一穀物価格を決定。		4月 理事会、経済通貨統合計画に關する委員会修正提案(63/6)を探査、共通インフレ対策につき勧告。 7月 第1回 EEC中央銀行総裁会議開催。
65年	3月 理事会、共通運輸政策を決定。 7月 農業財政規則制定をめぐり理事会紛糾、フランス政府、同国代表に「帰國勧告」(66年1月復帰)。		
66年	1月 EEC、第3段階へ移行。 5月 理事会、農業指導保証基金新規則を決定。 7月 理事会、ケネディ・ラウンド交渉への農産物オファーを決定。 11月 オリーブ油について初の農業共同市場発足。	7月 ナイジェリアとの連合協定成立。 11月 英国首相、議会で EEC 加盟の意向を表明。	
67年	4月 理事会、域内間接税制統一案を探査。 7月 3共同体の理事会および委員会を統合。 〃 穀物、豚肉等共同市場化、共通農業政策の対象農産物の半分について共同市場発足。共通農業政策運営費用のすべてが農業指導保証基金負担となる。	5月 英国下院、政府の EEC 加盟方針を大差で承認。 〃 英国政府、理事会に加盟を申請。 9月 委員会、拡大に關する報告作成、英國等との加盟交渉開始を勧告。 12月 理事会、フランスの強硬な主張により英國等の加	7月 中期経済政策委員会、初の勧告。

	一般	拡大	経済通貨統合
	(11月 ポンド平価切下げ)	閣交渉開始の見送りを決定。	
68年	(3月 金の二重市場制採用) 7月 域内関税の最終引下げ等実施、 関税同盟完成。牛乳・乳製品等に ついても共同市場発足。共同市 場は EEC 農産品の 9 割に及 ぶ。 〃 理事会、労働者の域内移動自由 化に関する規則を決定。 9月 理事会、英國等の加盟をめぐる 問題を討議。 (9月 パーゼル協定成立) (11月 歐州通貨危機) 12月 農業構造改革の覚書発表(マン スホルト案)。	7月 アルシア協定調印。	
69年	(8月 フラン平価切下げ) (10月 マルク平価切上げ) 12月 ハーゲ首脳会談開催。 〃 農業財政規則に関し合意。	7月 第2次ヤウンデ協定調 印。 9月 アルシア協定更新。	2月 委員会、経済通貨統合に 関し提案(バール案)。 7月 理事会、バール案に原則 的に合意。
70年	4月 農業財政規則正式採択、共通農 業政策完成をもって過渡期間を 終了。	2月 英国政府、EEC 白書を 発表。 4月 理事会、英國等との加盟 交渉の早期開始に合意。 6月 英国等 4か国の加盟交渉 開始。	1月 短期信用供与機構創設。 2月 蔵相会議、経済通貨統合 問題を検討、統合案作成 のため特別委員会設立 など決定。 6月 理事会、ウェルナー特別 委員会作成の経済通貨統合 プラン大綱に原則的に 合意。 10月 ウェルナー特別委員会、 最終報告を発表。
71年	3月 理事会、「共通農業政策の新し い方向づけに関する決議」採 択。 (5月 マルク投機に基づく歐州通貨 危機) 5月 農相会議、マルク、ギルダーの 変動相場移行に伴う農産物価格 調整措置を決定。 (8月 米国、新経済政策発表) (12月 多角的通貨調整成る) 12月 対米通商交渉開始。	3月 理事会、フランスの要請 に基づき英國加盟に伴う ポンド問題を討議。 5月 英仏首脳会談開催。 6月 英国加盟交渉実質妥結。 12月 残存 EFTA 加盟諸国との 個別通商交渉開始。	2月 理事会、経済通貨統合に 関し合意、経済通貨同盟の 第1段階発足。中期信 用供与機構の創設決定。 3月 蔵相会議、域内為替變動 幅縮小計画を決定(5月、 通貨危機発生により実施 は延期となる)。 9月 委員会、第1回 EEC 経 済年次報告を発表。
72年	2月 対米通商交渉、長期的問題を残 して一応終結。	1月 英国等 4か国の加盟条約 調印。	1月 中期信用供与機構発足。 〃 委員会、経済通貨統合促 進に關し提案。 2月 独仏首脳会談、経済通貨 統合再開につき原則的合 意。 3月 理事会、経済通貨統合再 発足を決定。